

芝浦西運河内部護岸整備における底質ダイオキシン類の対策について

平成23年11月30日

港湾局

東京都が施工中の「平成22年度芝浦西運河（芝浦二丁目）内部護岸本体工及びその他工事」において、しゅんせつ土処分のための調査を行ったところ、底質の環境基準値を上回る濃度のダイオキシン類が検出されました。その調査結果及び今後の対策についてお知らせします。

1 調査結果

平成22年11月から平成23年1月まで、工事のしゅんせつに先立ち9地点33箇所底質*の調査を行いました。その結果3地点で環境基準値を超える底質ダイオキシン類が検出されました。 ※底質：海底や湖底等の表面を構成している物質を表す。

底質ダイオキシン類の調査結果		
場 所	含有量 (pg-TEQ/グラム) *	環境基準*
芝浦西運河 (芝浦二丁目地先)	最小 最大 0.85 ~ 540.0	150pg-TEQ/グラム以下*

※環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準

※p g (ピコグラム) 一兆分の1グラム

※TEQ ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2、3、7、8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算した値

2 対策

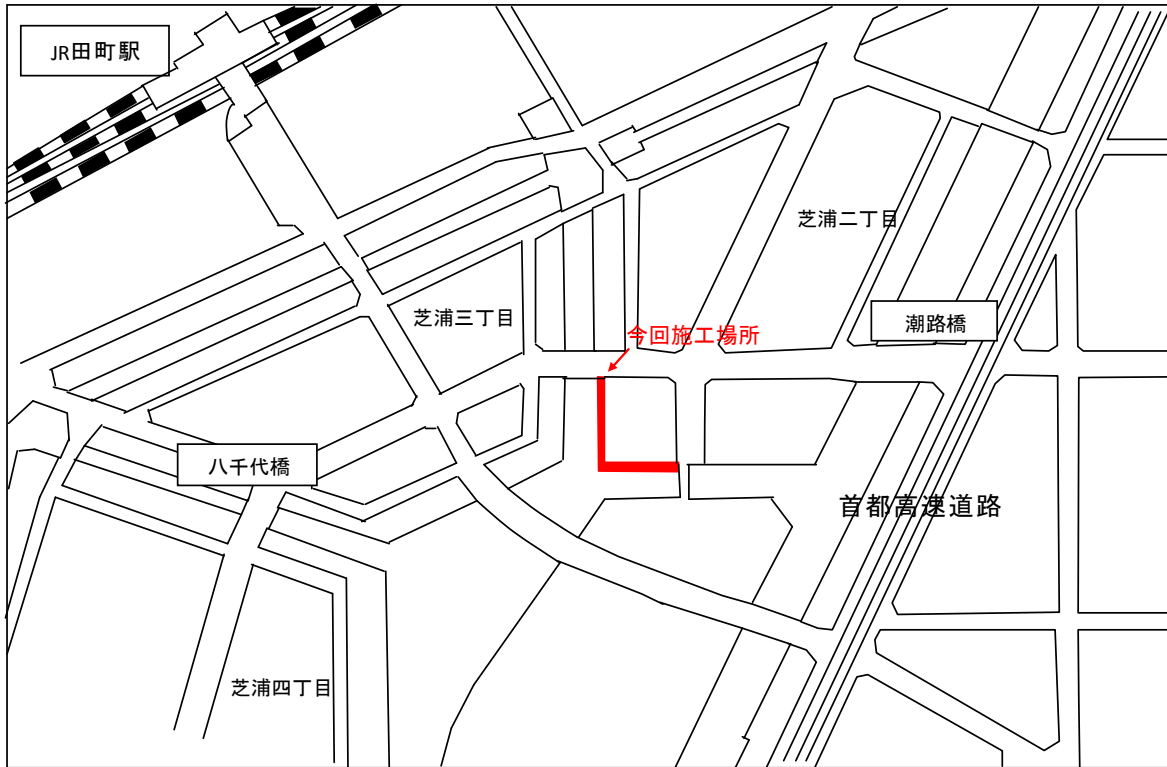
国土交通省が平成20年に策定した「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針（改訂版）」に基づき、「平成22年度芝浦西運河（芝浦二丁目）内部護岸本体工及びその他工事」の中でダイオキシン類を取り除く処理をします。

具体的にはバックホウ台船により汚染土を取り除き、脱水後、防水性のある袋に詰め、陸揚げしてダンプトラックにより汚染土壌処理施設に運搬し、無害化処理を行います。

なお、汚染土の除去は、平成23年12月から平成24年3月までの間に実施します。

資料

位置図



問い合わせ先

(海岸事業全般に関すること)

港湾局港湾整備部 建設調整課

電話03-5320-5621

(工事に関すること)

東京港建設事務所 埋立海岸整備課

電話03-3471-1562